

社会福祉法人錦福社会行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てとを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に發揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日

2. 内容

目標1：所定外労働の削減のための措置の実施。

<対策>

- 平成31年4月～ 各事業所の連携を密にし、適正なスタッフ配置を行う。
- 平成31年4月～ 個別面談を定期的に行い、個人の適性に合わせた職務配分、指導を行う。

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除などの制度周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年4月～ 制度に関するパンフレットを配布する。
- 平成31年4月～ 休業、休暇を申請し易い環境をつくるため、当該スタッフへのコミュニケーションを図る。
- 平成31年4月～ 小学校就学前の子育てをするスタッフに対し、小学校就学後も所定労働時間短縮制度を適用できることを書面で周知する。